

(案)

# 協定書

『安全安心むなかた・ふくつパートナーシップ』

## 安全安心むなかた・ふくつパートナーシップに関する協定書

宗像市消防団を「甲」、福津市消防団を「乙」、宗像市を「丙」、福津市を「丁」、宗像地区消防本部を「戊」、宗像警察署を「己」とし、次のとおり協定を締結する。

### (趣旨)

第1条 本協定は、多様化する犯罪や、多発化の傾向にある交通事故、激甚化する災害等の現状を踏まえ、犯罪や交通事故、災害等に関する情報を相互に交換、あるいは共有し、緊密な連携の下、協働して市民生活の安全安心に資することを趣旨とする。

### (名称)

第2条 この協定書に基づく連携体制の名称は、「安全安心むなかた・ふくつパートナーシップ」とする。

### (関係機関・団体)

第3条 この協定書において連携を行う関係機関・団体は、次のとおりとする。

- 1 宗像市消防団
- 2 福津市消防団
- 3 宗像市
- 4 福津市
- 5 宗像地区消防本部
- 6 宗像警察署

### (連携の内容)

第4条 関係機関・団体は、市民の安全安心に関する情報について、相互に交換あるいは共有を行うとともに、必要に応じて協議を行い、連携して具体的な対策を講ずるものとする。

(連絡会議)

第5条 必要により連絡会議を開催し、情報交換、連携を行うものとする。

(連携の方法等)

第6条 連携の方法については、次によるものとする。

1 連絡担当者

- (1) 各市の消防団は、各消防主任
- (2) 各市は、各生活安全課長
- (3) 宗像消防本部は、警防課長
- (4) 宗像警察署は、警備課長

とし、それぞれの長の指示に基づき連絡の業務を行う。

2 事務局

事務局は、宗像警察署警備課内に置く。

3 連絡方法

連絡は、双方の連絡担当者間において、面接又は電話により速やかに行うものとする。

附則

- 1 この協定書は、協定締結の日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲、乙、丙、丁、戊、己が署名押印の上、各1通ずつ保管する。

平成23年 月 日

甲 宗像市消防団  
団長

乙 福津市消防団  
団長

丙 宗像市  
市長

丁 福津市  
市長

戊 宗像地区消防本部  
消防長

己 宗像警察署  
署長